

令和元年度 第6回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和元年10月18日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

令和元年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和元年10月18日(金)

●開会時刻 午前9時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 2番 井阪 晴美 4番 井手上 治己 3番 梶谷 廣美
5番 西辻 政親 6番 森脇 伸宜 7番 名迫 勝實
8番 上田 静可 9番 柳 葵

以上8名出席

●欠席委員

以上 名出席

●事務局員 事務局長 小西 敏嗣

事務局員 門谷 佳彦・辻本 香織・谷 愛梨・民農 里英

●関係者

●議事事項 報告第8号「職員の任免について」について

報告第9号「農地利用状況調査結果」について

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
決定」について

議案第4号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について」

その他

●議事内容 次のとおり

*****午前9時00分 開会*****

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、令和元年度第3回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員8名です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。本日は朝早くから定例会、また、審議会としまして軽トラ市の準備、また、お昼から高野町に意見書の提出とお忙しいところまことにありがとうございます。

まず、本会の試み、チャレンジすること意義ある、その後の検証と、今後役に立ててまいりますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

事務局（民農里英）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は5番西辻委員、6番森脇委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

議長

改めて、おはようございます。きょうは、朝から皆さん、朝早くから、いろいろ準備していただいてありがとうございます。この後、ちょっと忙しいのですけれども、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って行いと思います。報告第8号「職員の任免について」について事務局より説明願います。

事務局（民農里英）

報告第8号「職員の任免について」本委員会事務局職員において、先のとおり発令したので、この委員会に報告する。

令和元年10月18日提出、高野町農業委員会会長柳葵。

1番、岡田健司、令和元年10月1日、高野町農業委員会事務局職員を兼任する。

2番、辻本香織、令和元年9月30日、高野町農業委員会事務局職員を免ずる。

令和元年10月1日付の臨時異動に伴う農業委員会事務局の異動についての報告です。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
この報告についてございませんか。

梶谷委員 岡田君っていうのは、支所にいる岡田君ですか

議長 そうです、そうです。

梶谷委員 はいはい。

議長 ほかにないですか。意見等がないようですので、第8号議案については、同意とします。

続きまして、報告第9号「農地利用状況調査結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（民農里英） 報告第9号、農地利用状況調査結果について、このことについて農地法第30条第1項の規定に基づき実施した、令和元年農地利用状況調査について、別紙のとおり、調査結果を取りまとめの報告する。

令和元年10月18日提出、高野町農業委員会会長柳葵。

令和元年の利用状況調査の結果について集計いたしましたので報告いたします。この調査結果ですが、農地法第32条第1項第1号の農地、いわゆる1号遊休農地を掲載しております。各農業委員・推進委員の皆様の調査票の中から、A分類や1号遊休農地とされる再生利用が可能な農地を掲載しております。よって、これまでの調査で既に山林化されていると判断された農地については別途計上しておりません。

本年1号遊休農地と判断した農地は458件、26ヘクタールでした。また、新たに発生した1号遊休農地は29件で1.8ヘクタールとなりました。この29件については、ことしの利用意向調査の対象となりますので、農地法第32条に則し調査を実施し、最終、国に対して公表する数字となります。

また、これまでの調査で山林化等非農地に相当する農地については、今後、非農地判断を行っていきたいと考えていますので委員の皆様の現地調査等、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。何かないですか。廃棄というか、荒れ地ばかり調べたやつか。

事務局（民農里英） 調査で3番と4番に区分された農地です。小字と番地というのを

地図の中に表記させていただいて、よりその農地と、今見に行っている現地が結びつきやすくなって、それによって、この農地こういうふうなやつと、判断がつきやすくなったことが要因で、より精密な結果となって、この数字が出てきたというようなことを、事務局としては推測しております。

議長

毎年これな、減ればいいのだけれども、荒れ地はふえてくるな、だんだんこれは。しかも、そのままほっておいて、地目変更しないと、そのままな。

事務局（門谷 佳彦）

地目変更をしたやつを、非農地になるやつについては、・・・といった取り組みで、うちの農業委員会としても、そういうふうな農地の判断をしていくということ、申請して初めて出すのではなくて、こちらのほうから調査をして、遊休農地相当になる分については、非農地にしていくという取り組みをしていきたいと思っておりますので、それをしていこうかなと思っておりますので、また、御協力をお願いしたいと思えます。44筆については、非農地状況調査を終わった後に、利用意向調査というのをするので、意向調査の内容でその所有者の方が、どういうふうな意思を示していただくかによって、次の取り扱いが変わるのですけれども、その辺は、12月までに行っていきたいと思っておりますので。

議長

はい、有り難う御座います。

上田委員

ちょっと、関連で。

議長

どうぞ。

上田委員

富貴地区は、放棄地にセイタカアワダチソウというのかな、今は黄色花が咲いている、ここ何年間は、ほとんど見られなかったのだけれども、ことしは特に、花が咲いていて、あんなのはどうなんですか、やっぱり放棄地には。

事務局（門谷 佳彦）

やっぱり、荒廃の地になったところがありますね。耕作放棄から、結構たっているところは、セイタカアワダチソウという、黄色花が咲くやつが、いっぱい咲いていますね。富貴やったら、東富貴やったら、その小学校の裏のところ。あんなのは、花を植えたのかというほど。

上田委員

うちも、国道のあののはたの、すごいことしは。あれ、ほっといてふえるからな。

事務局（門谷 佳彦）　　そういうこともあるので、花粉症で。あそこは、富貴の、僕が言っている、東口のところも、借りたいという法人がおったのですけれども、そのうちが貸さないという形です。それで、今後、どういうふうにしていくのか、農地の有農化を推進していくかというのを、農業委員会としての課題でもあるので。できるだけ、有農化を進めるような感じで、そういった話、やめるといった後に、誰かに貸してやるようにされないかということ、現場の方でも促していただいて、そういう情報を逐次、事務局にいただければ、そういういろんな、ストックもうちで頼まれているのが、何力所があってですね、それを小出しに出していくというところがあるので、また、その辺をやりたいなと思いますので、また御協力をお願いしたいなと思います。

下名迫委員　　貸してくれへんなら、草刈りぐらいしてくれたらいいのに。

事務局（門谷 佳彦）　　そうなんです。あかんと言ったところに関しては、草刈りをせえとかいうふうなことを、指導を出してもいいかなと思いますので、せえへんのだったらね。その辺は、こっちで考えて。草を刈っていて、貸さないという人もおるのですけれどね。いろいろ、あの地域であったので、草刈りして、なるべく貸さないという人は、ちょっと強めの姿勢を出していてもいいかなと。もう一回、そこだけでも、利用意向調査を、再度やってもいいかなと思ったのですけれども。
　　ことしの分を整理して、終わってから、また別にやろうかと思っておりますので、また、その辺お願いします。

議長　　ほかにないですか。意見がないようですので、次の議題に移りたいと思います。
　　続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」について事務局より説明願います。

事務局（民農里英）　　議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、
　　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のうち、利用集積計画の決定について意見を求める。
　　令和元年10月18日提出、高野町農業委員会会長柳葵。
　　今回の申請は1件でございます。14ページからの資料をごらんください。
　　農地の所在、花坂字・・・、場所については8ページの航空写真をごらんください。
　　登記簿は田、現況地目も田でございます。農振区分は、農振農用地

内、面積は、1, 525平方メートルのうち、今回は799.46平方メートルを決定します。

権利設定は使用貸借権、利用権の設定を受ける者の住所氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益社団法人和歌山県農業公社理事長下宏氏、利用権の設定をするもの住所氏名、・・・氏です。利用目的は水稲、期間は3カ年、賃料は無償でございます。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の利用権設定を受ける者は公益社団法人和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1です。利用目的は田として、期間は3カ年間、水稲（餅米）ということです。

本申請にあたっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手伝いをいただいております。今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので、御審議願います。

議長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明などがございましたが、それに御意見とか御質問はございませんか。そうしたら、これは御異議がないようですので、ありがとうございます。第3号はこれで終わりたいと思います。

続きまして、議案第4号「農地法第2条非農地証明交付申請の承認について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（民農里英）

議案第4号「農地法第2条非農地証明交付申請の承認について」、別添の農地について、農地法第2条の農地でない旨の証明願いがあったので審議願いたい。

令和元年10月18日提出、高野町農業委員会会長柳葵。

今回の申請は1件でございます。

農地の所在、東又字・・・で、場所については航空写真をごらんください。

登記簿は畑、現況地目は雑種地、農振区分は農振農用地外となっております。面積は、63平方メートル、申請者の住所氏名は、・・・番地・・・氏。

現地調査につきましては、10月2日事務局と西辻委員と実施いたしました。後ほど、西辻委員より報告があります。申請地は、昭和32年ごろ、申請者の父が入院したことにより耕作が困難となり、ほかに耕作する者もおらず、次第に荒廃農地となり現在に至っております。

現地調査において、小さな面積の傾斜地であることと集落までの道のりを考慮すると、農地として復元しても継続的に利用することが困難であると思われれます。

ありがとうございました。

*****午前10時35分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 6 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。